

京都大学白馬山の家使用規程及び京都大学白馬山の家管理要項を廃止する規程

京都大学白馬山の家使用規程（昭和45年7月1日総長裁定）及び京都大学白馬山の家管理要項（昭和45年7月1日総長裁定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。